

ID:L-KR0006

データ収集日:2021年7月28日

聞いた素材:著作権セミナー～教育活動と著作権～(尾崎史郎,九州大学,2014)

<https://www.youtube.com/watch?v=rtthtKITwrl>

行番号	聞いた素材	協力者の発話内容		データ収集者の発話内容	備考
		発話	日本語訳		
1	著作権について考えるときにはですね,まず著作物とはなにかという,	우선 저작물이란 무엇인가에 대해서	まず著作物とはなにかについて		「聞いた素材」の動画は2014年に撮影されたもので,その後著作権法は改正されている。
2	ちょっとあの,法律的な話になっちゃう,なっちゃういそうなんです,	법률적인 얘기가 될 것 같지만	法律的な話になりそうですが		
3	著作物とはなにかという話から,	저작물이란 무엇인가에 대해서 이야기	著作物とはなにかについて話し		
4	いつもさせていただいております。	이야기하고 싶습니다.	話したいと思います。		
5	えーと言いますのも,あの著作権の制度というのですね,	저작권의 제도라는 것은	著作権の制度というのは		
6	基本的,基本的な,制度の基本的な考えかたは,	제도의 기본적인 생각은	制度の基本的な考えは		
7	他人が作った著作物を使うときには,	타인이 만든 저작물에 대해서	他人が作った著作物について		
8	あの原則として作った人の許可を得て	그것을 사용할 때 만든 사람의 허가를	それを使用するとき作った人の許可を		
9	使いましょうねと,無断で使っちゃいけませんよ	허가를 얻어서 사용합니다. 무단으로 사용해서는 안됩니다.	許可を得て使用しましょう。無断で使用してはいけません。		
10	というのがまああの,基本的な考えになりますので,	이것이 기본적인 생각이 되기 때문에	これが基本的な考えになるので		
11				基本的な考えというのはなんですか。	

12		「んー、ちょっと忘れちゃったけど、すみません。」	「んー、ちょっと忘れちゃったけど、すみません。」		
13	じゃああの、なにかあの他人が作ったものを使おうとしたときに、	뭔가 타인이 만든 것을 사용하려고	なにか他人が作ったものを使用しようと		
14	それが著作物なのか、著作物でないのか	그것이 저작물인지 저작물이 아닌지	それが著作物なのか著作物ではないのか		
15	というのが最初のポイント、ということになります。	그것이 첫번째 포인트	それが最初のポイント		
16	まああの簡単に言うと、著作物であれば、	간단하게 말하자면, 저작물이면	簡単に言うと、著作物なら		
17	まああの原則許可がある、まあ	원칙적으로 허가가 있다.	原則的に許可がある。		
18	もっと言えば著作権法のいろいろな制約を	저작권의 여러가지 제약을	著作権のいろいろな制約を		
19	受けると。しかし、それが	받는다. 하지만 그것이	受ける。しかしそれが		
20	著作物でなければ少なくとも	저작권이 아니라면 적어도	著作権ではないのなら少なくとも		
21	著作権法は関係ないじゃないかと、	저작권이라는 관계가 없는 것이 아닌가	著作権とは関係がないのではないかと		
22	いうことになりますので、一体なにが著作物なのかということ	그것이기 때문에 대체 무엇이 저작물인지	それなのていったいなにが著作物なのか		
23	まずあの知っていただく必要があろうかと思えます。	그것이 무엇인지에 대해 먼저 알고 있는 것이 필요하다고 생각합니다.	それがなんなのかについてまず知っていることが必要だと思われます。		
24				この人が言っている簡単なポイントというのはなんですか。	
25		여, 저작물인지 아닌지?	えー、著作物なのかどうか？		

26	で, 著作物の定義というのは,	저작물의 정의는	著作物の定義は		
27	あの, 上に赤で書いてますが,	위에 빨간 색으로 적혀 있는데	上に赤で書かれていますが		
28	あの法律上の定義は思想または	법률적인 정의는	法定的な定義は		
29	感情を創作的に表現したものであって,	어, 감정을 창작적으로 표현한 것이고	えー, 感情を創作的に表現したもので		
30	文芸, 学術, 美術又は	문예, 예술, 미술	文芸, 芸術, 美術		
31	音楽の範囲に属するもの, これが	의 범위를 얘기합니다.	の範囲を言います。		
32	まああの著作物の定義ですので,	이것이 저작물의 정의입니다.	これが著作物の定義です。		
33	なにか物があったときにそれが著作物かどうかというのは,	그것이 저작물인지 아닌지	それが著作物なのかどうか		
34	この定義に該当するかどうかで	이 정의에 해당하는지 아닌지에	この定義に該当するかどうかで		
35	判断, まあ当然ながらするということになります。	판단하는 것으로 됩니다.	判断することになります。		
36	で, 定義を見るときになにか偉そうなこと書いてあるんですが,	정의를 보면 여러가지가 쓰여 있는데	定義を見るときいろいろ書かれているんですが		
37	たとえばここで, 創作的にという	예를 들면 여기에 창작적으로	たとえばここに創作的に		
38	言葉が使われてるんですが,	라는 단어가 사용되고 있는데	という単語が使用されていますが		
39	創作的と言ってもですね,	창작적이라고 말해도	創作的と言っても		

40	あの特許などのような、	특히 같은	特許のような		
41	あの独創性とか新規性というものが	독창성이나 신규성이	獨創性や新規性が		
42	要求されるわけではありません。	요구되는 것은 아닙니다.	要求されるものではありません。		
43	あの作った人の個性が、	만든 사람의 개성이	作った人の個性が		
44	なんらかの形であらわれてれば	어떠한 형태로든 나타나면	どんな形態であらうと表れれば		
45	いいんだと、	좋다	いい		
46	足りるんだと、いうふうにあの、言われております。	라고 말하고 있습니다.	と言っています。		
47				この先生は、創作的というのをどのように説明していましたか。	
48		만든 사람의 개성이 드러나 있는지 아닌지.	作った人の個性が表れているのかどうか。		
49	えーそれからあの文芸学術うんぬんかんぬんと	그리고 문예 학술, 여기서 선생님이 뭘까? 그 말은 무슨 말인지 모르겠어요. 아마, 그 외의 것, 등등, 같은 것을 말한다고 생각해요.	そして文芸学術, ここで先生が「ヌンカ」? この言葉はどういう意味かわかりません。たぶん、そのほかのもの、等々、のようなことを言っているのだと思います。		
50	書いてあるんで、これはあの芸術的な価値がないとだめなのかとか、	이거는 예술적인 가치가 없으면 안되는 것인가	これは芸術的な価値がなくてはだめなのか		
51	学術的な、あの価値があるものだけを保護している	학술적인 가치가 있는 것만이	学術的な価値があるものだけが		
52	かと勘違いされるかたがおられる	착각하고 계시는 분이	錯覚しているかたが		
53	かもしれませんが、別にそういう	있다고 생각하지만	いると思いますが		

54	高度なものは要求していませんので、	그런 거는 요구되어 있지 않기 때문에	そんなものは要求されていないので		
55	まああのたとえばあの、子供の描いた絵とか	예를 들면 아이가 그린 그림	たとえば子供が描いた絵		
56	作文であってもですね、	작문이라고 해도	作文だとしても		
57	書いた子供の個性が出ていれば、	그린 아이의 개성이 드러나 있다면	描いた子供の個性が表れていれば		
58	著作物ということになります。	저작물이 됩니다.	著作物になります。		
59				少し戻りますが、聞き取れなかったことをどのように推測したか、教えてもらえますか。	
60		응, 문예 학술 외의 저작물이 사용되는 것이 많다고 지금 말하고 싶은 것 같아서, 그, 만든 사람의 개성만 드러나 있으면은 그게 저작물이라고 말하고 싶은 것 같아서, 그게 꼭 문화 예술이 되어 있는 것만이 아니다, 라고 생각해서, 등등이라고 했어요.	うーん, 文芸学術以外の著作物が使用されることが多いと今言いたいようで, その, 作った人の個性さえ表れていればそれが著作物だと言いたいようで, それが文化芸術になっているものだけではない, と考えて, 等々と言いました。		
61				前と後の文脈から推測したということですか。	
62		네.	はい。		
63				今どんな例が出ていたか、覚えていますか。	
64		아이가 그린 그림이나 작문, 거기에다 아이의 개성이 드러나 있으면 그것이 저작물이다. 네.	子供が描いた絵や作文。そこにも子供の個性が表れていればそれが著作物だ。はい。		
65	もっと言えばあの学生さんが書かれたレポートですね、	학생이 쓴 레포트	学生が書いたレポート		
66	こんなレポートじゃ単位とでもじゃない	이런 레포트라도 단위를 딸 수 있는가	こんなレポートでも単位が取れるのか		
67	出せないなと思うようなものであったとしても、	딸 수 없는가라고 생각되는 것이라고 하더라도	取れないのかと思われるものだとしても		

68	書いた人の個性がなんらかのか、	쓴 사람의 개성이	書いた人の個性が		
69	まあ、あの形で、出てる。ある程度の長さの文章を書く。	어떤 형태로든 나타나 있으면	どんな形態であろうと表れていれば		
70	まあ、あの、本人意識なくても	문장을 쓸 때 본인은 의식하지 않더라도	文章を書くとき本人は意識しなくても		
71	だいたい、あの書く人の個性がどっかに出てくるケースが	쓴 사람의 개성이 어디에서든 나타나는	書く人の個性がどこかで表れる		
72	多いんで、だいたい	그런 경우가 많기 때문에	そんな場合が多いので		
73	そういうものは著作物に、あの、該当するんだ。	그런 것들도 저작물에 해당이 된다	どんなものも著作物に該当する		
74	いうふうに思っていた方がいいと思います。	그렇게 생각하시는 게 좋다고 생각합니다.	そうお考えになるのがいいと思います。		
75	ただあの、まあ、たくさんのも、ちょっとしたのもでも著作物ということに	하지만 너무 작은 것이라도 저작물이 되어 버린다면	しかしあまりにも小さいものでも著作物になってしまうと		
76	なるうかと思うんですが、注意していただきたいのはちょっとその、2つ目のまる、あ、3つ目のまるなんですが、	주의하고 싶은 것이 세번째 동그라미	注意したいのが3つ目のまる		
77	えー単なるデータとか事実、	그냥 데이터나 사실	ただデータや事実		
78	単なるデータとか事実というのは、	그것이 단순한 데이터나 사실이	それが単純なデータや事実が		
79	それがいくら価値があるものであっても、	그것이 가치가 있는 것이라도	それが価値があるものでも		
80	あるいはそのデータを見つけるのに	그 데이터를 찾는 데 엄청난	そのデータを見つけるのに大変な		
81	ものすごい、あの苦労するようなものであったとしても、	힘이 들었다고 하더라도	苦労をしたとしても		

82	データとか事実そのものは、	데이터나 사실 그 자체는	データや事実それ自体は		
83	著作物ではありません。	저작물이 아닙니다.	著作物ではありません。		
84	もっと言えば著作権法の保護の対象には	저작권의 대상이	著作権の対象に		
85	なっていません。	되어 있지 않습니다.	なっていません。		
86	だからいくら貴重なデータであっても、	그러니 그것이 아무리 귀중한 데이터라도	だからそれがどんなに貴重なデータでも		
87	他人のデータを勝手に使ったとしても、	타인의 데이터를 마음대로 사용했다 하더라도	他人のデータを勝手に使用したとしても		
88	えーそれは著作権法上の問題は	그거는 저작권상, 법상의 문제는 없다	それは著作権上、法上の問題はない		
89	生じないと、いうことになります。	그것이 됩니다.	そうなります。		
90					今、著作権法上問題はないと言っていたんですが、なにが著作権法上問題はないと言っていましたか。
91		그냥 단순한 데이터나 사실 같은 건, 저작권상 문제가 되지 않는다.	ただ単純なデータや事実のようなものは、著作権上問題にならない。		
92	またあの、えーアイデア、学説、	그리고 아이디어나 학술	そしてアイデアや学術		
93	といったような、いわゆる考え方ですね、	말하자면 생각	言ってみれば考え		
94	考えかたそのものも、著作権の	생각 그 자체도 저작권	考えそれ自体も著作権		
95	制度では保護しておりません。	법상으로는 보호되지 않습니다.	法律上は保護されません。		

96	いくら画期的な考えかたであっても,	아무리 획기적인 생각이라고 하더라도	どんなに画期的な考えだとしても		
97	考えかたそのものは,	생각 그 자체는	考えそれ自体は		
98	著作物ではない。	저작물이 아니다.	著作物ではない。		
99	まあ、えーと、定義で言うとかの、	정의로 말하자면	定義で言うと		
100	表現したものであるのがあの、	표현한 것이라는	表現したものであるという		
101	著作物の定義に、創作的に表現したもの	저작물의 정의로 표현한	著作物の定義で表現した		
102	という言葉が使われていますが、	이란 단어가 사용되어 있기 때문에	という単語が使用されているので		
103	あの具体的に、あのまあ表現、まあ書きあら、書いたものというところとちょっと語弊あるんですが、	쓴 것이라고 한 다음에, 그, 고편-웁크? 그 단어는 잘 모르겠어요. 아마, 좀 실례되는 말이라고 생각해요.	書いたものと言ったあと、その、「ゴヘーワク?」その単語はわかりません。たぶん、ちょっと失礼な言葉だと思います。		
104	具体的に表現したものが著作物	구체적으로 표현한 것이 저작물	具体的に表現したものが著作物		
105	なるんであって、	되는 것이고	なるもので		
106	表現の背後にある考えかたは、	표현의 뒤에 있는 생각은	表現のうしろにある考えは		
107	著作物ではない、	저작물이 아니다.	著作物ではない。		
108	著作権法の保護の対象では	저작권의 보호 대상이 아니다.	著作権の保護の対象ではない。		
109	ないということになりますので、その点も、知っててください。	그 점도 알아 두세요.	その点も知っておってください。		

110	まあデータとか事実とか考えかたは、	데이터나 사실이나 생각	データや事実や考え		
111	著作権法では保護していないんだということは、	저작권법상으로는 보호되어 있지 않다.	著作権法上は保護されていない。		
112	頭に入れてください。	를 머리에 넣어 두세요.	を頭に入れておいてください。		
113	まああの、ただあのもちろんですね、著作権法では保護していないとは	물론 저작권상으로는 보호되어 있지 않는	もちろん著作権上は保護されていない		
114	言いますが、あの他人のデータとか	타인의 데이터나	他人のデータや		
115	他人の考えかたを、	생각을	考えを		
116	あたかも自分が、あの見つけたデータとか自分の、	자기가 찾은 데이터나	自分が見つけたデータや		
117	があの、考えついた考えかたと嘘を	자기가 한 생각이라고 거짓말을	自分が考えたことだと嘘を		
118	ついていいのかというと、それはもう	거짓말을 해도 되는 것인가라고 한다면	嘘をついてもいいのかというと		
119	著作権とは別ですが、	저작권이랑은 별개이지만	著作権とは別ですが		
120	まああの別の次元の話ですが、嘘をつくというのは当然よくないこと ですので、	그렇게 사용하면 좋지 않다.	そんなふうに使ったらよくない。		
121				著作権とは別だと言ってくれたんですが、なにが著作権と別なのでしょう うか。	
122		타인이 쓴 데이터나, 데이터 같은 거를, 자기가 마치 한 것 처럼 거 짓말 하면은 안된다. 그거는 다른 이야기다.	他人が書いたデータや、データのようなものを、自分がまるでしたこと のように嘘をついたらいけない。それは違う話だ。		
123	たとえば論文なんかお書きになる際に、	예를 들어 논문 같은 걸 쓸 때	たとえば論文のようなものを書くとき		

124	他人のデータを、あの、勝手に使ったからといって	타인의 데이터를 마음대로 썼다고 해서	他人のデータを勝手に使ったからといって		
125	著作権法上の問題は	저작권법상의 문제는	著作権法上の問題は		
126	まったく生じませんが、	문제는 전혀 일어나지 않지만	問題はまったく生じませんが		
127	そのデータを自分が見つけたデータかのごとく、	자기가 마치 찾은 데이터인 것 처럼	自分がまるで見つけたデータのように		
128	書けばですね、	쓰면	書けば		
129	あの研究者としては、	연구자로서는	研究者としては		
130	まああのどう言うんですか、あの批判をあびると。	비판을 받는다.	批判を受ける。		
131	場合によっちゃあ、	아, 場合によっちゃあ, 韓国語にしたら, ㄴ- ㅁ, ㅂ에 따라서는	あー、「場合によっちゃあ、韓国語にしたら、ㄴ-」まあ、ときによっては		
132	あの研究者生命を絶たれるかもしれませんが、	비판을 받을지도 모른다.	批判を受けるかもしれない。		
133	それは、著作権とは別次元の話	그것은 저작권과는 다른 이야기	それは著作権とは違う話		
134	というふうに、あの、おか、考えてください。	그렇게 생각해 주세요.	そう考えてください。		
135	ただあの、データそのもの、	하지만 데이터 그 자체	しかしデータそれ自体		
136	あるいはアイデア、考えかたそのものは	혹은 아이디어, 생각 그 자체는	あるいはアイデア、考えそれ自体は		
137	著作物ではないんですが、	저작권이 아니지만	著作権ではありませんが		

138	データを加工した図表	데이터를 가공한 도표	データを加工した図表		
139	とかですね, アイディアを解説した文章	아이디어를 해설한 문서	아이ディアを解説した文書		
140	ということになると, その図表とか文章の表現,	도표나 문서가	図表や文書が		
141	まあ書きぶりという, と言うんですね,	표현이, 카키브리의 정확한 뜻은 모르겠는데, 그, 아마, 쓴 사람의 그런 개성이 나타나는 문체 같은 거, 라고 생각해요. 문체.	表現が, 「カキブリ」の正確な意味はわかりませんが, その, 書いた人のそういう個性が表れている文体のようなもの, だと思います。文体。		
142	そういうところに, 書いた人の個性が出ていれば,	그런 곳에 쓴 사람의 개성이 나타난다면	そんなところに書いた人の個性が表れていれば		
143	著作物になりうるといふことになります。	저작권이 됩니다.	著作権になります。		
144				なにが著作権になりうると言っていましたか。	
145		데이터나 아이디어를 도표나 문서로 집적 쓴 것.	データやアイデアを図表や文書に自ら書いたもの。		
146				データやアイデアを文章に書くことですね。もう1つ, 書きぶりという言葉はわからなかったけど, 書いた人の個性と言ってくれたんですが, それはそこから推測したんですか。	
147		なんか, 아, 그, 書く라는 단어랑 ぶり라는 단어가 만났을 때, 뭔가 그런 느낌이 들 것 같아요.	「なんか」, あ, その, 「書く」という単語と「ぶり」という単語が出会ったとき, なんかそんな感じがすると思いました。		
148	個性があればですね。ま, 逆の言いかたをすると	역으로 말하자면	逆に言うと		
149	個性がない, 誰が書いても同じようになるものであれば,	누가 쓰더라도 그것이 같은 것이라면	誰が書いてもそれが同じものなら		
150	著作物ではないといふことになります。	저작물이 아니다.	著作物ではない。		
151	1つ例をあげますと,	하나의 예를 들자면	1つの例をあげると		

152	これはあの実験結果をあらわした	이거는 실험 결과를 나타낸	これは実験結果をあらわした		
153	グラフなんですが、	그래프인데요	グラフなんです		
154	まあちょっと2種類、映りが悪くて恐縮なんです	여기서映りが悪い라고 했는데, 이게, 어, 그림이 잘 안보인다는 의미인지, 아니면, 보기가 어려운 그래프인지, 어떤 의미인지는 모르겠어요.	ここで「映りが悪い」と言ったんですが、これが、えー、図がよく見えないという意味なのか、それとも、見にくいグラフなのか、どちらの意味なのかわかりません。		
155	あの2種類の2つのグラフをここに、まああの、映りが悪いんですがあの載ってますが、これについてはですね、いずれもあの知財高裁のほうで、	치자이코ー사이가 무슨 뜻인지는 모르겠어요. 근데 아마, 이 그래프를 이제 만들거나 했는 조사했는 기관이라고 생각해요.	「チザイコーサイ」がどういう意味なのかはわかりません。でもたぶん、このグラフを作ったりした調査した機関だと思います。		
156	あの、争いになったとき、著作物ではないというふうなあの判断をします。	저작물이 아니라는 판단을 했습니다.	著作物ではないという判断をしました。		
157	まああの判例の一部を読むと、	판례의 일부를 읽으면	判例の一部を読むと		
158	実験結果などのデータ自体は	실험 결과등의 데이터 자체는	実験結果等のデータ自体は		
159	事実またはアイデアであって	사실이나 아이디어	事実やアイデア		
160	著作物ではないと、	임으로 저작물이 아니다.	であることから著作物ではない。		
161	著作物ではない以上、	저작물이 아닌 이상	著作物ではない以上		
162	そのようなデータを一般的な	그러한 데이터를 일반적인	そのようなデータを一般的な		
163	法に基づき表現したのみのグラフは、	수법으로 표현한 그래프	手法で表現したグラフ		
164	多少の表現の幅は多少の表現の幅はあり	다소 표현의 폭은 있지만	多少表現の幅はありますが		
165	うるものであっても、なお著作物としての、	저작물로서의	著作物としての		

166	創作性を有しないものと解すべきであると。	창작성을 가지지 않는다고 해설한다.	創作性を持たないと解説する。		
167	まああのグラフにする。データをグラフにするとき、	데이터를 그래프로 하면	データをグラフにする		
168	まああの、棒グラフもあれば折れ線グラフもあるとかですね、	봉 그래프도 있고 꺾은 선 그래프도 있고	棒グラフもあるし折れ線グラフもあるし		
169	書きかたはあのいくつかありますが、	만드는 방법은 여러가지가 있는데	作る方法はいろいろありますが		
170	それにしてもこの程度のものであればですね、	그래도 이러한 데이터라면	それでもこのようなデータなら		
171	あの、ごくふつ、一般的なやりかたであって、	극히 일반적인	ごく一般的な		
172	このところにまああの、創作性はない、	이런 것에 저작권은 없다	こんなものに著作権はない		
173	まああのどう言うんですか、あの作った人の個性は出ているとは思えないと、いうことで、	만든 사람의 개성이 나타나 있지 않다	作った人の個性が表れていない		
174	この事案においては、この、2つの、グラフは、あの、ともに	이 두개 그래프는	この2つのグラフは		
175	著作物ではないと、	저작권이 아니다	著作権ではない		
176	いうふうに、あの、裁判所は判断します。	라고 재판소는 판단했습니다.	と裁判所は判断しました。		
177				グラフの例が出ていたのですが、これで先生はなにを伝えたかったのでしょうか。	
178		아, 이렇게 다른, 어떠한 형식으로 나타낸 그래프라도, 그것이 만든 사람의 개성이 드러나 있지 않은 거라면, 그것은 저작물이 아니다.	あー、このように異なる、どんな形式であらわしたグラフでも、それが作った人の個性が出ていないものなら、それは著作物ではない。		
179	あの、実際あの教材をお作りになったりする際にですね、	실제로 교재를 만들거나 할 때	実際に教材を作ったりするとき		

180	結構グラフっていうのはいろんな形で使われるケース	꽤 그래프를 여러가지 상태로 사용하는데	かなりグラフをいろいろな状態で使用するんですが		
181	多いと思うんですが、	그것이 좋다라고 생각되는데	それがいいと思われんですが		
182	あの、ま、グラフだから著作物ではないと	그래프니까 저작물이 아니다	グラフだから著作物ではない		
183	いづつもりは毛頭ありません。	라는 것은 아닙니다만	ということではありませんが		
184	グラフでも著作物性のあるものは当然あると思うんですが、	저작물이 되는 건 물론 저작물이 됩니다.	著作物になるものはもちろん著作物になります。		
185	あの、教材なんかで使ってるのは結構	교재에서 사용되는 그래프는	教材で使用するグラフは		
186	単純なグラフが多いんですね、	단순한 그래프가 많습니다.	単純なグラフが多いです。		
187	2つ3つの変数を、まあ時系列	두개 세개의 변수를	2つ3つの変数を		
188	なりなんか一定の法則に、基づいて	일정한 법칙에 따라서	一定の法則に従って		
189	並べただけのグラフというもの	나열한 그래프도	羅列したグラフも		
190	結構、あの、あのよく使われますので、	잘 사용되기 때문에	よく使われるので		
191	そういうものはですね、データそのものも著作物では	그런 것은 저작물 자체, 응? 만든 것 자체도 저작물이	そういうものは著作物自体、ん？作ったもの自体も著作物では		
192	ないし、グラフとして表現しても、	아니고, 그것을 그래프로 만들어도	なくて、それをグラフに作っても		
193	ま、単純なグラフなんで、	단순한 그래프이기 때문에	単純なグラフなので		

194	ちょっと創作性がない、	창작성이 없다.	創作性がない。		
195	つまり著作物ではない	즉 저작물이 아니다.	つまり著作物ではない。		
196	可能性が、高い。ほとんどが著作物じゃない	그런 가능성이 높다.	そういう可能性が高い。		
197				なにが著作物ではないと言っていましたか。	
198		교과서에서 사용되는 그래프.	教科書で使用されるグラフ。		
199	と思います。で、著作物じゃないということになると、	저작물이 아니게 되면	著作物ではなくなると		
200	教材にそのグラフを組み込むといっても	교과서에 그 그래프를 넣는다고 해서	教科書にそのグラフを入れるとって		
201	別にまああの、著作権法上の、	저작권법상의	著作権法上の		
202	制約は当然かかりませんので、	문제는 없기 때문에	問題はないので		
203	あの、著作権の観点から言うと	저작권의 관점에서 본다면	著作権の観点から見ると		
204	自由に使って構わないと、	자유롭게 사용해도 상관없다	自由に使用しても構わない		
205	いうことになります。	라는 것이 됩니다.	ということになります。		
206	ただグラフはそうなんですけど、	하지만 그래프는 그렇지만	しかしグラフはそうですが		
207	一方あのイラストみたいなものですね。	반면에 일러스트 같은 것은	一方イラストのようなものは		

208	イラストというのは結構まあ	일러스트라는 거는	イラストというものは		
209	あの、イラストを描く人の個性が出やすいんで、	그것을 그리는 사람의 개성이 나오기 쉽기 때문에	それを描いた人の個性が出やすいので		
210	ま、ちょっとしたイラストでも、	작은 일러스트라고 하더라도	小さいイラストだとしても		
211	あの、ま、ちょっとしたというのはちょっと語弊ありますか。	작은 일러스트라고 하더라도, 의 뒤에서도 고편이라고 했는데, 이것도 앞에서 얘기한 듯이, 실례되는 말, 이라고 생각해요.	小さいイラストだとしても, のあとにも「ゴヘー」と言ったんですが, これも前に言ったように, 失礼な言葉, だと思います。		
212	あの、あ、この図はわかりやすくて	이 그림은 보기 쉽고	この図はわかりやすくて		
213	あの教材に適してるなど、	교재에 적합하다고 생각되는	教材に適合すると思われる		
214	お考えになるようなイラストであれば、	그런 생각이 드는 일러스트들은	そう思われるイラストは		
215	だいたいあの創作性があるケースが多い、	대체적으로 창작성이 있는	だいたい創作性がある		
216	著作物である可能性が高いと思いますので、	저작물이 될 가능성이 높다.	著作物になる可能性が高い。		
217	ちょっとグラフのほうはあの、結構あの教材に、あの	그래프는 교재에 사용해도	グラフは教材に使用しても		
218	無断で使ったからといって	무단으로 사용했다고 해서	無断で使用したからといって		
219	著作権法上の問題はあまり生じないと思うんですが、	저작권법상의 문제는 거의 일어나지 않지만	著作権法上の問題はほとんど生じませんが		
220	イラストの場合はちょっとあの、問題が出てくる可能性が	일러스트의 경우는, 그렇지 않을, 아, 문제가 일어날 경우가 있다.	イラストの場合は, そうではない, あ, 問題が生じる場合がある。		
221	高いんだというぐらいのつもりでいただけたらと思います。	그런 경우가 높다, 라고 말할 수 있습니다.	そんな場合が高い, と言えます。		

222	ま、あの、グラフについてはちょっと、よくあの、	그래프에 따라서는	グラフによっては		
223	使われるんで、あの、1つだけ、例を示しました。	응? 중간에 잘 못들었는데, 너무 중간에 끊겨서. 이런 예를 들었습니다, 로 끝났어요.	ん?途中でよく聞こえなかったんですけど、あまりにも途中で切れていて。こんな例を挙げました、で終わりました。		
224				イラストとデータと違う点はなんだったでしょうか。	
225		그래프 같은 경우에는, 거의 저작권, 저작물이 아니지만, 일러스트는 대체적으로 저작물이다, 라고 말했어요.	グラフのような場合は、ほとんど著作権、著作物ではありませんが、イラストはだいたい著作物だ、と言いました。		
226				どうして著作物にあるかについては、話していましたか。	
227		그, 일러스트는, 이제 그런 사람의 개성이 드러나기가 쉽기 때문에	その、イラストは、描いた人の個性が表れやすいから。		
228	ま、あの、著作物かどうかというのは定義で	저작물인지 아닌지에 대한 것은	著作物なのかどうかについてのことは		
229	決まる, 定義に該当するかどうか	정의에 해당되는지 아닌지	定義に該当するかどうか		
230	ということなんですけど、まああの、	에 의한 것이지만	によるものですが		
231	著作権法には例示というのが	저작권법에는	著作権法には		
232	あの載ってまして、9タイプの著作物、	이런 아홉개의 저작물이	このような9つの著作物が		
233	こんな著作物があるよというのが、言語の、で書かれた言語の著作物とか音楽とか	언어의 저작물이나 음악의 저작물	言語の著作物や音楽の著作物		
234	踊りの振り付け、	어, 무용의 저작물이나 미술의 저작물	えー、舞踊の著作物や美術の著作物		
235	美術、あとあのまあ、あの写真とか、映画とか、	사진이나 영화	写真や映画		

236	地図図形とかコンピュータ	어, 지도나 도형이나	えー, 地図や図形や		
237	プログラムとかいろいろ書いてありますが,	프로그램등이 여러가지 적혀 있는데	프로그램等がいろいろ書かれていますが		
238	まあこういうふうなのが, あの	이러한 것들이	このようなものが		
239	著作物としてはこんなものがありますよというふうに,	저작물로서는 이런 것들이 있습니다.	著作物としてはこのようなものがあります。		
240	例として示してありますが,	예로서 들고 있습니다.	例として挙げています。		
241	これはあくまで例として示してあるだけなんで,	이것은 어디까지나 예로서 들고 있는 것이고	これはあくまで例としてあげているもので		
242	著作物かどうか最終的な判断というのは,	저작물인지 아닌지 최종적인 판단은	著作物なのかどうか最終的な判断は		
243	著作物の定義に該当するかどうかで	저작물의 정의에 해당하는가 안하는가	著作物の定義に該当するかどうか		
244	決まるということになります。	그걸로 정해집니다.	それで決まります。		
245	であとあの, ちょっと変わりだねの著作物が	여기서 카ワリタネ는 뭐라고 하는 건지 잘 모르겠는데, 아마, 카와리라는 단어를 썼으니까, 어, 다른 종류의 저작물에 대해서 얘기하는 거라고 생각해요.	ここで「カワリタネ」はなんと言っているのかわかりませんが, たぶん, 「かわり」という単語を使っているので, えー, 他の種類の著作物について話しているのだと思います。		
246	あるんでそれを言いますと, 1つがああの編集著作物とか	첫번째가 편집 저작물이나 데이터 베이스 저작물	1つ目が編集著作物やデータベース著作物		
247	データベースの著作物と言われているものです。ま, あの編集物とかデータベースというのは	편집물이나 데이터 베이스는	編集物やデータベースは		
248	たくさん素材を集めてきて作ります。	여러가지 소재를 모아서 만듭니다.	いろいろな素材を集めて作ります。		
249	そうなるよ, いったいあの編集物とかデータベースの	그렇게 되면 편집물이나 데이터 베이스를	そうなるよ編集物やデータベースを		

250	中になにを入れるか、入れるものを選ぶ、	그 안에 무엇을 넣을지 고르는	その中になにを入れるか選ぶ		
251	選択するという行為があります。	선택한다는 행위를 합니다.	選択するという行為をします。		
252	またあの、選んだもの、まあ、あの編集物であれば	그리고 고른 것을	そして選んだものを		
253	どういふふうに、並べる、まあ配列するかと、	어떤 형식으로 나열할지	どんな形式で羅列するか		
254	配置するかと、	배치할지	配置するか		
255	いうところも、まあ、あの作る人がいろいろ、	그런 것도 만드는 사람이 여러가지	そういうことも作る人がいろいろ		
256	あの、頭をひねります。	頭をヒネ리마스의 정확한 의미는 모르겠는데, 아마, 머리를 맞대서 생각한다, 라는 뜻 같아요.	「頭をヒネリマス」の正確な意味はわかりませんが、たぶん、頭を突きあわせて考える、という意味だと思います。		
257	そういうこともあって、編集物とかデータベースは、	편집물이나 데이터 베이스는	編集物やデータベースは		
258	その中になにを入れるか、	그 안에 무엇을 넣을지	その中になにを入れるか		
259	なにを収録するか、	무엇을 수록할지	なにを収録するか		
260	またそれをどういふ順番で並べるか、	그것을 어떤 순서로 나열할지	それをどんな順序で羅列するか		
261	どの位置に置くか、そういう、まああの選択	어떤 위치에 놓을지	どんな配置に置くか		
262	または配列、そういうところに、作った人の個性がで、	그런 곳에 만든 사람의 개성이	そんなところに作った人の個性が		
263	出ているようであれば、全体としては	나와 있다면 전체적으로	出ていれば全体的に		

264	編集著作物.	편집 저작물, 혹은	編集著作物.あるいは		
265	あるいはデータベースの著作物として	데이터 베이스 저작물로서	データベース著作物として		
266	保護されるということになります。	보호되는 것으로 됩니다.	保護されることになります。		
267				いま編集著作物の例が出てきたのですが、どうしてここで先生が説明をしているのですか。	
268		음, 편집을 할 때 여러가지 데이터를 사용해서 만드는데, 그거를 어떻게 배열할지 같은 거는 만드는 사람의 개성이기 때문에, 그래서 그거를 지금 설명하고 있습니다. 저작물이라고 설명하고 있습니다.	うーん, 編集をするときいろいろなデータを使用して作るんですが, それをどのように配列するかというのは作る人の個性なので, だからそれを今説明しています。著作物だと説明しています。		
269				頭をひねるというのを, 頭を突きあわせて考えると推測していたのですが, どういうところからそのような推測になったのですか。	
270		그 앞의 문장이 정확히 뭐였는지 기억이 안나는데, 아마 그 앞의 문장에서, 그, 머리를 사용해서, 이렇게, 어떻게 배열할지등에 대해서 말한다는 느낌으로 말했기 때문에.	その前の文章が正確になんだったか覚えていませんが, たぶんその前の文章で, その, 頭を使って, こう, どう配列するかなどについて言っているという感じで話していたので。		
271	まあ典型例は新聞の紙面とかなんかですね。新聞の	신문, 신문의, 신문상에서	新聞, 新聞の, 新聞上で		
272	紙面であれば,あの,編集者は,あの,え,どの記事載つけるかどの写真を	편집자는 어떤 기사를 넣을지	編集者はどんな記事を入れるか		
273	載つけるかということ,選ぶ,選ぶ,そこにも創作性ありますし,	그거를 고르는데도 저작, 창작적인 것이 드러나고	それを選ぶのにも著作, 創作的なものが表れて		
274	選んだものをどの位置にどの大きさで並べるか	그것을 어디에 어떤 배치에 어떤 사이즈로 넣을지	それをどこにどんな配置にどんなサイズで入れるか		
275	ということにも創作性がありますので,	거기에도 창작성이 있기 때문에	そこにも創作性があるので		
276	全体としては編集著作物	전체적으로 말하자면, 편집 저작물	全体的に言うと, 編集著作物		
277	ということになります。	이 됩니다.	になります。		

278	ま、もちろんあの、中に入ってる、1つ1つの写真とか記事も、	물론 안에 들어가 있는 하나하나의 사진이나	もちろん中に入っている1つ1つの写真や		
279	あの著作物ですので、	그것도 저작물이기 때문에	それも著作物なので		
280	1つあの、まあ両方の権利が、ダブルではたらくということが、	두가지의 권리가 더블로 사용되고 있다.	2つの権利がダブルで使用されている。		
281	ありうるということになります。	사용되고 있습니다.	使用されています。		
282				両方の権利と言ってくれたんですが、両方というのはなににどのことですか。	
283		이 편집 저작물이란 권리랑 일반 저작권이라고 생각해요.	この編集著作物という権利と一般の著作権だと思います。		
284	え、それからもう1つ二次的著作物	또 한개 이차적인 저작물	もう1つ二次的な著作物		
285	という言葉が時々出てくるんですが、	가끔 나오는데요	ときどき出てくるんですが		
286	これは、なにか著作物が	이것은 어떠한 저작물이	これはある著作物が		
287	あって、それに創作性を加えて	있고, 거기에 또 다른 저작, 응? 창작성을 부여하는	あって、そこにまた別の著作、ん？創作性を付与する		
288	別の形にした、	다른 형태로 한	別の形態にした		
289	のを二次的著作物と言ってます。	것을 이차적 저작물이라고 하고 있습니다.	ものを二次的著作物と言っています。		
290	ま、たとえば日本語の論文があって、	예를 들면 일본어 논문	たとえば日本語の論文		
291	それを英語に翻訳した。	그것을 영어로 번역한	それを英語に翻訳した		

292	できあがった英語の論文は、二次的著作物	만들어진 영어 논문은 이차적 저작물	作られた英語の論文は二次的著作物		
293	という位置づけになります。	이 됩니다.	になります。		
294	要するに翻訳という行為に創作性ありますので、	번역이라고 하는 것에 창작성이 들어가기 때문에	翻訳というものに創作性が入るので		
295	できあがったのは二次的著作物。	만들어진 것은 이차적 저작물	作られたものは二次的著作物		
296	で、この場合の権利関係でいうと、	이런 경우의 권리 관계라고 한다면	この場合の権利関係という		
297	日本語の論文を	일본어의 논문을	日本語の論文を		
298	英語に翻訳したいと	영어 논문으로 번역하고 싶다	英語の論文に翻訳したい		
299	思えば、もとの日本語の論文を書いた	원래 일본어 논문을 쓴	もとの日本語の論文を書いた		
300	人の許可がいります。	그 사람의 허가가 필요합니다.	その人の許可が必要です。		
301	無断で勝手に翻訳しちゃだめよと、いうことになります。	무단으로 마음대로 번역하면 안됩니다.	無断で勝手に翻訳してはいけません。		
302				論文の中で、二次的著作物をどう説明をしていたか、覚えていますか。	
303		일본어 논문을 영어 논문으로 번역을 할 때, 영어 논문으로 번역된 것도 저작물이다.	日本語の論文を英語の論文に翻訳するとき、英語の論文に翻訳されたものも著作物だ。		
304	で、できあがった、あの、英語の論文、	만들어진 영어 논문	作られた英語の論文		
305	二次的著作物を使う場合には、	이 이차적 저작물을 사용할 때는	この二次的著作物を使用するときは		

306	翻訳した人, プラス,	번역한 사람 플러스	翻訳した人プラス		
307	原作, 元になった日本語の論文を	원래 일본어 논문을 쓴	もとの日本語の論文を書いた		
308	書いた人, 元の論文書いた人と翻訳した人,	원래 쓴 사람과 번역한 사람	もとの書いた人と翻訳した人		
309	両方の許可がないと使えませんよ	두 사람의 허가가 없으면 사용할 수 없다.	ふたりの許可がないと使用できない。		